

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	個人住民税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

京都府福知山市長

公表日

令和8年7月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	1月1日を賦課期日とし、住民・国税庁等から提出された申告情報、給与もしくは年金支払者から提出された支払報告書(家屋敷課税については他市照会等)を収集し、地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づき、賦課決定を行い納税義務者に通知する。また、住民からの申請等に基づき、住民税情報から所得証明等の証明書を発行する。 (1)課税資料(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)の収集 (2)収集した課税資料のデータ化 (3)賦課期日現在の宛名情報と課税資料のマッチング (4)住民登録情報上の課税権の有無を判定(課税権の無いものは他自治体へ回送) (5)課税資料の整合性の精査、合算処理 (6)課税資料に基づく賦課決定 (7)納税義務者へ賦課決定通知を送付 (8)賦課決定により作成された課税台帳を庁内他課へ移転 (9)賦課情報については、課税根拠の訂正等により随時更正・修正、減免等受付 (10)課税台帳を元に、申請に応じて所得証明書等を発行、他市区町村等からの照会に回答
③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム) (2)国税連携システム (3)eLTAXシステム (4)京都府・市町村税務共同型申告支援システム (5)中間サーバー (6)統合宛名システム (7)番号連携サーバー (8)住民基本台帳ネットワークシステム (9)電子申告の達人 (10)標準準拠システム (11)中間サーバーコネクタ

2. 特定個人情報ファイル名

個人住民税賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項別表の二十四 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第十六条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号 ○地方自治体が情報照会 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「利用特定個人情報提供省令」という。)第2条第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄の事務の内容に地方税法が含まれる項(第48の項) ○地方自治体が情報提供 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供省令第2条第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(第1,2,3,4,5,7,13,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,147,151,152,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,172-2,172-3,173の項)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部税務課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7024
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で所属長の最終確認を経ることとしている。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基幹業務支援システム等において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月7日	公表日	平成27年2月27日 を変更します	平成28年4月7日 に変更します	事前	
平成28年4月7日	評価実施機関における担当部署	税務課長 松本 義男	税務課長 垣谷 敏数	事前	
平成29年7月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム) (2)国税連携システム (3)eLTAXシステム (4)京都府・市町村税務共同型申告支援システム (5)課税原票管理システム (6)中間サーバー (7)統合宛名システム (8)番号連携サーバー	(1)市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム) (2)国税連携システム (3)eLTAXシステム (4)京都府・市町村税務共同型申告支援システム (5)課税原票管理システム (6)中間サーバー (7)統合宛名システム (8)番号連携サーバー (9)住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
平成29年7月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下番号法)第9条別表第1の第16 (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条別表第一の十六 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第十六条	事後	
平成29年7月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1)番号法第19第7号 ・地方自治体が情報照会(別表第二の27) ・地方自治体が情報提供(別表第二の1・2・3・4・6・8・9・11・16・18・23・26・27・28・29・31・34・35・37・39・40・42・48・54・57・58・59・61・62・63・64・65・66・67・70・71・74・80・84・87・91・92・94・97・101・102・103・106・107・108・113・114・115・116・117・120の項) (2)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号 ○地方自治体が情報照会 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十条 ○地方自治体が情報提供 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月3日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市長公室秘書課	市長公室秘書広報課	事後	
平成30年5月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号 ○地方自治体が情報照会 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十条 ○地方自治体が情報提供 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号 ○地方自治体が情報照会 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十条 ○地方自治体が情報提供 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第50条,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条,第59条の2,第59条の3	事後	
平成30年5月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市長公室秘書広報課	市民総務部市民課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム) (4)京都府・市町村税務共同型申告支援システム (5)課税原票管理システム	(1)市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム)(現行システム:平成31年9月30日まで稼働、次期システム:平成31年10月1日から稼働) (4)京都府・市町村税務共同型申告支援システム(現行システム:平成31年9月30日まで稼働、次期システム:平成31年10月1日から稼働) (5)課税原票管理システム(現行システム:平成31年9月30日まで稼働、次期システム:平成31年10月1日から稼働)	事前	
平成31年3月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 垣谷 敏数	税務課長	事後	
平成31年3月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成31年3月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成31年3月28日	IV リスク対策		追記	事後	
令和2年2月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム)(現行システム:平成31年9月30日まで稼働、次期システム:平成31年10月1日から稼働) (4)京都府・市町村税務共同型申告支援システム(現行システム:平成31年9月30日まで稼働、次期システム:平成31年10月1日から稼働) (5)課税原票管理システム(現行システム:平成31年9月30日まで稼働、次期システム:平成31年10月1日から稼働) (6)中間サーバー (7)統合宛名システム (8)番号連携サーバー (9)住民基本台帳ネットワークシステム	(1)市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム) (4)京都府・市町村税務共同型申告支援システム (5)中間サーバー (6)統合宛名システム (7)番号連携サーバー (8)住民基本台帳ネットワークシステム	事後	評価の再実施のため修正
令和2年2月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	評価の再実施のため時点修正(計数に変更なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	評価の再実施のため時点修正(計数に変更なし)
令和3年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号 ○地方自治体が情報照会 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十條 ○地方自治体が情報提供 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第50条,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条,第59条の2,第59条の3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号 ○地方自治体が情報照会 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十條 ○地方自治体が情報提供 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条の2の2,第59条の2の3,第59条の3	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和3年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供 ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号	事後	番号法改正(令和3年9月1日施行)に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和5年2月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム) (2)国税連携システム (3)eLTAXシステム (4)京都府・市町村税務共同型申告支援システム (5)中間サーバー (6)統合宛名システム (7)番号連携サーバー (8)住民基本台帳ネットワークシステム	(1)市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム) (2)国税連携システム (3)eLTAXシステム (4)京都府・市町村税務共同型申告支援システム (5)中間サーバー (6)統合宛名システム (7)番号連携サーバー (8)住民基本台帳ネットワークシステム (9)電子申告の達人	事後	評価の再実施のため修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号 ○地方自治体が情報照会 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十条 ○地方自治体が情報提供 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条の2の2,第59条の2の3,第59条の3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号 ○地方自治体が情報照会 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十条 ○地方自治体が情報提供 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項	事後	評価の再実施のため修正
令和5年2月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和5年2月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和5年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和5年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条別表第一の十六 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第十六条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項別表の二十四 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第十六条	事後	番号法等一部改正法の施行による変更
令和6年11月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号 ○地方自治体が情報照会 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十条 ○地方自治体が情報提供 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条の2の2,第59条の2の3,第59条の3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号 ○地方自治体が情報照会 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「利用特定個人情報提供省令」という。)第2条第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄の事務の内容に地方税法が含まれる項(第48の項) ○地方自治体が情報提供 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供省令第2条第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(第1,2,3,4,5,7,13,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,147,151,152,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項)	事後	番号法等一部改正法の施行による変更
令和6年11月20日	I 関連情報 9 規則第9条第2項の適用		追記	事後	
令和6年11月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和6年11月20日	Ⅳ リスク対策 1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	2)基礎項目評価書及び重点項目評価書	1)基礎項目評価書	事後	
令和6年11月20日	Ⅳ リスク対策 8 人手を介在させる作業		追記	事後	
令和6年11月20日	Ⅳ リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策		追記	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号 ○地方自治体が情報照会 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「利用特定個人情報提供省令」という。)第2条第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄の事務の内容に地方税法が含まれる項(第48の項) ○地方自治体が情報提供 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供省令第2条第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(第1,2,3,4,5,7,13,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,147,151,152,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項) ・利用特定個人情報提供省令で定める情報 第3条,第4条,第5条,第6条,第7条,第9条,第15条,第30条,第39条,第41条,第44条,第50条,第51条,第55条,第59条,第60条,第61条,第65条,第67条,第68条,第71条,第75条,第77条,第78条,第83条,第85条,第86条,第88条,第89条,第90条,第91条,第92条,第93条,第94条,第98条,第100条,第108条,第110条,第117条,第126条,第127条,第131条,第132条,第134条,第139条,第140条,第142条,第143条,第144条,第149条,第153条,第154条,第158条,第160条,第162条,第163条,第165条,第166条,第167条,第168条,第169条,第170条,第171条,第172条,第173条,第174条,第175条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号 ○地方自治体が情報照会 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「利用特定個人情報提供省令」という。)第2条第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄の事務の内容に地方税法が含まれる項(第48の項) ○地方自治体が情報提供 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供省令第2条第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(第1,2,3,4,5,7,13,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,147,151,152,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項)	事後	
令和8年1月26日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署	財務部税務課	総務部税務課	事後	
令和8年1月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市民総務部市民課	総務部総務課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	財務部税務課	総務部税務課	事後	
令和8年1月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和8年1月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正(計数に変更なし)
令和8年7月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年7月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年7月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム) (2)国税連携システム (3)eLTAXシステム (4)京都府・市町村税務共同型申告支援システム (5)中間サーバー (6)統合宛名システム (7)番号連携サーバー (8)住民基本台帳ネットワークシステム (9)電子申告の達人	(1)市町村基幹業務支援システム(個人住民税システム) (2)国税連携システム (3)eLTAXシステム (4)京都府・市町村税務共同型申告支援システム (5)中間サーバー (6)統合宛名システム (7)番号連携サーバー (8)住民基本台帳ネットワークシステム (9)電子申告の達人 (10)標準準拠システム (11)中間サーバーコネクタ	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年7月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号 ○地方自治体が情報照会 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。) ○地方自治体が情報提供 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,55-2,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,112,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号 ○地方自治体が情報照会 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。) ○地方自治体が情報提供 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,55-2,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,112,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,172-2,172-3,173の項	事後	